

熊本県日中協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、熊本県日中協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、熊本市中央区城東町4の2 ホテルキャッスル内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、宮崎滔天と孫文の友情を規範として、熊本県民と中華人民共和国人民との相互理解と文化・経済等の交流を増進し、日中の友好共栄を確立するとともに世界平和に寄与するものとする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 熊本出身日中交流の先駆者の業績顕彰
- (2) 交流促進のための事業推進
- (3) 在熊留学生との交流促進
- (4) 会報の発行、講演会等の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(部 会)

第5条 本会は、前条の事業を推進するため、次の部会を設置する。部会は本会則及び理事会の決定事項を具現化することを目的とし、各部会の目的・運営要領は、細則で定める。

- (1) 文化経済交流部会
- (2) 在熊中国人との交流部会
- (3) 女性部会
- (4) 実行協力部会

第2章 会 員

(入 会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、所定の申込書を会長あてに提出し、その諾否は理事会が決定する。

(会 費)

第7条 本会の会員は、毎年、会費を納めねばならない。会費の額は別途細則で定める。

(退 会)

第8条 会員は次の場合にその資格を喪失する。

- (1) 本人の死亡及び本人から申し出のあったとき。
- (2) 定められた年会費を2年間にわたり滞納し、理事会が認めたとき。
- (3) 協会の名誉を著しく棄損したり、協会に損害を与えたと理事会で認められたとき。

第3章 役 員 等

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

2 必要に応じ、本会に専務理事を置くことができる。

(役員の選任と任期)

第10条 役員は総会において承認し、決定する。

- 2 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、本会の運営に支障のないよう後任者を選任しなければならない。ただし、補欠選任による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 職務)

- 第11条 会長は、本会を代表し、総会及び理事会を招集する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会務全般について、会長及び副会長を補佐する。
 - 4 常任理事は、理事会の定めるところに従い、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
 - 5 理事は、理事会を構成し、重要な会務を処理する。なお、理事の適任者をもって、総務担当、広報担当、会計担当及び部会担当とし、それぞれの業務を分担して会長を補佐する。
 - 6 監事は、本会の会計を監査するとともに、理事会に出席し意見を述べる事ができる。

(役員 の 報酬)

- 第12条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

(名誉会長及び顧問・参与)

- 第13条 日中問題に関し学識経験のある者、または本会に功労のあった者の中から理事会の議を経て、会長は、名誉会長、顧問（名誉顧問、特別顧問を含む。）及び参与・相談役若干名を推戴することができる。その任期は、役員と同一とする。

第 4 章 会 議

(会 議)

- 第14条 本会の会議は、総会、理事会、運営委員会及びその他の委員会とする。

(総 会)

- 第15条 総会は年1回開催とし、臨時総会は、会員の5分の1以上の請求があったとき、又は会長がその必要を認めたとときに開催する。
- 2 総会は、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、役員を選任、会則の改正、その他重要事項の報告を受け、審議、決議する。
 - 3 総会の議長は出席者の互選によるものとする。

(理事会)

- 第16条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常任理事及び理事をもって構成し、協会の運営全般に責任を有する。このため、総会に提出する議案ならびに会務の執行に関する重要事項について審議、決定する。
- 2 理事会の定足数は理事会構成員総数の2分の1とする。
 - 3 理事会の議長は会長とする。
 - 4 顧問及び参与は、要請に応じ又は自ら、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

- 第17条 本会の事業を達成するために、会長は必要に応じ、委員を指名し、委員会をおくことができる。
- 2 運営委員会及びその他の委員会は、理事会で決定又は委任を受けた事項の細部について審議、決定する。

(議 決)

- 第18条 総会、理事会、委員会の議事は、特に定めるものの他は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委任状)

- 第19条 総会、理事会、委員会に出席できない者は、所定の委任状を提出することにより出席とみなす。

第5章 事務局

(事務局)

- 第20条 本会の会務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置くことができる。
 - 3 事務局長は会長が選任し、会長の指導・監督を受け、会の事務を処理する。

第6章 会 計

(会計年度)

- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第7章 細 則

(細 則)

第22条 この会則に定めるものの他、必要な細則については、理事会の議を経て、別にこれを定める。

(附 則)

- 1 本会の会則は、昭和47年11月11日よりこれを施行する。
- 2 設立当初の会計年度は、その創立に始まり、翌年3月31日に終るものとする。
- 3 昭和49年5月10日、会則の一部改正。
- 4 昭和55年12月6日、会則の一部改正。
- 5 昭和58年12月11日、会則の一部改正。
- 6 平成5年4月1日、会則の一部改正。
- 7 平成6年8月12日、会則の一部改正。
- 8 平成7年8月10日、会則の一部改正。
- 9 平成11年6月27日、会則の一部改正。
- 10 平成14年4月25日、会則の一部改正。
- 11 平成16年6月28日、会則の一部改正。
- 12 平成18年7月8日、会則の一部改正。
- 13 平成20年7月1日、会則の一部改正。